

「電子委任状の普及の促進に関する法律の施行に伴う関係政省令及び基本指針の策定等についての意見募集」に対して提出された意見
と総務省及び経済産業省の考え方

(意見募集期間：平成29年10月28日（土）から平成29年11月27日（月）まで)

【意見提出 3件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省及び経済産業省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	電子認証局 会議	法人に所属する利用者への電子証明書の発行に関して、認定認証業務では、個人の認証と所属組織の認証の2点の認証がなされている。個人の認証については電子署名法にて法的根拠が示されているが、今回、本法および基本指針により所属組織の認証についても法的根拠が生じることになる。今後、組織における契約や行政への申請手続きの活性化につながり、日本経済の一層の効率化・発展に寄与していくことが期待されるため、本法律を評価し、歓迎する。(基本指針1-1, 1-2, 1-3, 4-1)	本基本指針案への賛同意見として承ります。	無
2	電子認証局 会議	電子契約等の電子データのフォーマットとしてXMLやPDFを用い、標準化を実施することについて、評価できる。(基本指針3-1-4, 5-1)	本基本指針案への賛同意見として承ります。	無
3	電子認証局 会議	電子署名法のセキュリティ水準が指定調査機関の厳格な調査を含めて評価され、電子委任状取扱業務のセキュリティ確保の方法として採用されることは、評価できる。(基本指針 4-2-2)	本基本指針案への賛同意見として承ります。	無
4	電子認証局 会議	電子契約等の電子データ取扱いに、XML や PDF の長期署名フォーマットの対応を推奨することは、今後の電子文	本基本指針案への賛同意見として承ります。	無

		書の保存に対する基準とできるため、評価できる。(基本指針 5-1)		
5	電子認証局 会議	<p>「電子委任状では、その委任状に署名する証明書の有効期間を超えて、委任の有効期間の設定は出来ない」等の記載が必要ではないか？</p> <p>証明書方式ではこれは元々担保されているが、ファイル形式では委任の有効期間が、署名した証明書の有効期間を超えることに制限の記載がない。</p> <p>また、ファイル形式の電子委任状は受任者の署名済み電子文書とともに電子委任状の有効期間を超えて長期に亘り有効性が確認できる必要があることから長期署名フォーマットで作成される場合がある。その一方で受任者が委任権限のもとに電子署名を行う際は、当然のことながら受任者の電子証明書の有効期間に係わらず、電子委任状の有効期間内に実施する必要がある。従って受任者の電子署名済みの電子文書を電子委任状とともに受領した者は受領時点で電子委任状の有効期間を確認する注意義務などの運用上の留意点を解説書(ガイドライン)等に記載いただくのが望ましい。(基本指針全般)</p>	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
6	電子認証局 会議	<p>社会保険労務士(以下、社労士)が受託する社会保険関係手続の多くは、事業主の届出(給付は個人)となっている。契約の形態の現状は、包括的な委任契約が一般的。</p> <p>事業主の署名は省略できていないので、オンラインに限り、当面電子申請の場合は事業主の署名を省略できることになっており、紙ベースの「提出代行に関する証明書」(継続用)を画像化(PDF)して、毎回、手続ごとに添付することで、対応している。</p> <p>書類ごとに委任内容や委任関係を明らかにするような委任状は、存在しない。</p> <p>現状は、紙ベースの「提出代行に関する証明書」(継続用)により、手続ごとに提出代行証明書を添付する方法に対しても、電子申請に過大な負荷がかかっているという状況の中で、現在検討されている「電子委任状方式」</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本基本指針は既存の手続を否定するものではありません。</p>	無

		では、委任者から個々の手続ごとに電子委任状を付し電子申請するスキームだとすると、社労士の提出代行業務は、今以上に煩雑なものとなるのではないかと懸念する。 土業の代理手続について、特段の対応を検討して頂きたい。(基本指針全般)		
7	電子認証局会議	「関係政省令案及び基本指針案」と「実業務」との紐付けが読みとりにくいと、別途解説書(ガイドライン)等で補完する必要があると思料する。(基本指針全般3)	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
8	電子認証局会議	電子委任状の内容として、電子証明書内に法人名や役職が記録してあった場合、利用者は、委任されている状態か、単なる任意情報の記録なのか、どのように区別をするのか。(基本指針3-1-1)	代理権の内容が記載されている場合には、任意情報と扱うことも考えられます。一方、代理権の内容が記載されていない場合には、役職や肩書は包括的代理権を有することを示すものが記載されるものと想定しております。なお、電子委任状を受け取る者によっては、受任者の代理権の具体的内容の記載を必須のものとして求めることも想定される。	無
9	電子認証局会議	特定電子委任状の内容として、役職や権限を文字列にて自由記載した場合、各社の規定により持つべき権限が曖昧となる。権限をシステムにて理解および処理するには、解説書(ガイドライン)等にて共通のコードもしくは名称に定義する必要がある。その定義を各社が独自で定める「自由記載の役職名」に紐づける必要があると思料する。(基本指針3-1-2)	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
10	電子認証局会議	行政書士の主たるクライアントである中小零細企業の代表者が、自ら電子委任状の登録をするというのは現実的でない。行政書士をはじめとする土業は、いわゆる「プロの受任者」であるため、委任者の意思に基づき、受任者において電子委任状の登録を可能にすることは、普及促進において重要な役割を果たすはずである。(基本指針3-1-2)	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、本基本指針は電子委任状に記録される情報の記録方法の標準や認定の基準となるべき事項を定めるものでございますが、本基本指針において規定している委任者の意思を確認することが可能であれば受任者から電子委任状の発行を依頼することは可能と考えられます。	無
11	電子認証局会議	行政手続を行政書士等の土業が受任する場合、共同受任や復代理人選任により業務を行うことも多いので、これ	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、本基本指針は電子委任状に記録さ	無

		らについてのシステム対応も検討いただきたい。(基本指針 3-1-2)	れる情報の記録方法の標準や認定の基準となるべき事項を定めるものであり、システム対応については電子委任状取扱事業者のサービスに依存することとなります。	
12	電子認証局会議	PDF ファイルの場合、Word 等から PDF 変換するようなケースと紙の委任状をスキャンして PDF にするケースがあるが、どちらも認められるか。(基本指針 3-1-4)	ご認識のとおり、どちらかに限定するものではございません。	無
13	電子認証局会議	各電子委任状方式で利用可能な、電子署名を明確化していただきたい。 3-2 では電子委任状の各方式において、必要な電子署名が記載されている。 3-2-2 の電子証明書方式、取扱事業者記録ファイル方式で利用可能な電子委任状取扱事業者の電子署名は、「電子署名法施行規則第 2 条」を満たしていれば、認定認証事業・非認定認証事業（特定認証事業）どちらの電子署名でも可能であるということか？（基本指針 3-2-1、3-2-2)	ご認識のとおりです。	無
14	電子認証局会議	「電子委任状取扱事業者の電子署名」とは、電子証明書方式の場合 CA 証明書による電子署名、取扱事業者記録ファイル方式の場合は EE 証明書による電子署名であることが想定される（現行の CA 証明書の用途は限定されているため PDF 等への署名はできない）が、EE 証明書は、電子委任状取扱事業者である”誰の証明書”を想定しているか？ 例 社長, 部長以上, 平社員でも社員であれば可 等何か基準が必要と思料する。 また、EE 証明書の持ち主が退職等となり EE 証明書が失効した場合、この EE 証明書で署名された電子委任状は有効のままか？（CA 証明書は簡単に失効されないことを想定） 例 1 電子委任状作成→EE 証明書失効→あらかじめ作成してあった電子委任状を電子申請等で使用	本基本指針の規定を満たした電子証明書が用いられるものと考えております。なお、電子委任状の有効期間内は当該電子委任状が有効であることを示すことができる措置が電子委任状取扱事業者により行われることが望まれます。	無

		<p>例2 電子委任状作成→電子申請等で使用→電子委任状の有効期間内に EE 証明書が失効</p> <p>ファイル形式の電子委任状の場合、署名をした証明書が失効となっても、委任状内に記載してある期日まではその委任状は有効である等の基準が必要と思料する。(基本指針 3-2-2)</p>		
15	電子認証局会議	<p>現在の認定認証業務での、法人に所属する利用者への電子証明書の発行に関して、大変親和性のある記述であり、そのまま利用できる可能性がある。</p> <p>もし、現在運用している認定認証業務に対して認定電子委任状の取得を実施した場合、過去に発行した電子証明書に対しては遡及して特定電子委任状の効力が発生しないという認識でよいか。(基本指針 3、4)</p>	<p>本基本指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、御質問の件については、ご認識のとおりです。</p>	無
16	電子認証局会議	<p>電子委任状取扱事業者となった場合、全ての電子委任状方式において、個人の委任者からも依頼を受けるケースが想定される。</p> <p>1-1 や 5-3 では「国民の利便性の向上」、「マイナンバーカードの更なる普及」を電子委任状の普及の意義及び目標に掲げられているため、4章および別紙2について個人の記述も追記していただきたい。(基本指針 4)</p>	<p>個人事業主が委任者の場合と同様となります。</p>	無
17	電子認証局会議	<p>「委任者の電子署名の有効性を検証」だけでなく、電子署名された電子証明書と別紙2の電子委任状の内容について、どこまで一致を確認するか検討し解説書(ガイドライン)等で補足することが必要だと思料する。(基本指針 4-1-1)</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
18	電子認証局会議	<p>委任者が法人の代表者の場合は、4-1-2の②に限定するような記載となっているが、委任者が法人代表者の場合、委任者の電子署名の有効性を検証する方法は商業登記CAだけでなく、法人代表者の属性が格納された認定認証局の証明書でも可能と考えられる。基本指針または解説書(ガイドライン)等での記載の補足が必要であると思料する。(基本指針 4-1-2)</p>	<p>頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

19	電子認証局 会議	「委任者の印鑑として押印された印鑑に係る印鑑証明書」とあるが、想定が個人の実印でそれを証明するものであれば印鑑登録証明書が正しいものとする。（基本指針 4-1-4）	ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 4-1-4（略）当該電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された代表者印の印鑑証明書の提出を求める等の方法により、（略）	有
20	電子認証局 会議	委任者が個人事業主の場合の電子署名は、3-2-1の③に限るような記載があるが、個人事業主の属性が格納された認定認証局の証明書でも可能と思料する。基本指針または解説書（ガイドライン）等での記載の補足が必要であると思料する。（基本指針 4-1-6）	4-1-6に記載している方法はあくまで例示でございませぬ。	無
21	電子認証局 会議	電子委任状取扱事業者の認定に関するセキュリティ基準について、 4-2-1でISMSの認定取得 4-2-2で、「専ら電子証明書方式の電子委任状を取り扱うときは、WebTrust for CA監査またはETSI 監査を年1回以上の頻度で受けること。」によりISMSの認定取得に代えることができる。 とされている。この場合、WebTrust for CA監査またはETSI 監査を受けなくとも、ISMSの認定取得さえしていれば認証局業務を行なって電子証明書方式の電子委任状を取り扱う事業者として認定取得できうると読める。 ISMSの認定だけで認証局業務を行なって電子証明書を発行することは極めて不適切である。WebTrust for CA監査またはETSI 監査は、その前提としてCA特有の多くの基準を満たしていることが必要で、例えばCP/CPSなどの開示、CA秘密鍵の複数人コントロールやHSMを用いた厳格な管理などがある。一方ISMS認定にはこのようなCA特有の基準がないためISMS取得だけで認証局の業務はできない。 従って、専ら電子証明書方式の電子委任状を取り扱うときは、WebTrust for CA監査またはETSI 監査を年1回以上の頻度で受けることを必須とすべきと考え、 4-2-2の「次のいずれかの措置を講ずることをもって、前項の措置に代えることができる。」の表現を「法第5条第	ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 4-2-1 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱うときは、当該電子委任状の保管、ネットワークを介した送信等を適切に行い、情報の漏えい、電子委任状の保管に係る電子計算機への不正アクセス、電子委任状の改ざん等を防ぐため、ISO/IEC 27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの構築・運用等を行うとともに、認定された認証機関から認証を取得し、維持しなければならない。 4-2-2 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式の電子委任状を取り扱うときは、次のいずれかの措置を講じなければならない。 ①、② （略）	有

		1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者が、電子証明書方式の電子委任状を取り扱うときは、次のいずれかの措置を講じなければならない。この場合には前項の措置を講じることを要しない。」などの表現に改めるべきと思料する。(基本指針 4-2)		
22	電子認証局会議	電子委任状取扱事業者に ISO/IEC 27001 に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの構築・運用等を認定された認証機関から認証を取得し、維持しなければならないとあるのは、該当する電子委任状の保管やネットワークを介した送信を行う認定に係る業務においての認証を要求しているのか。(基本指針 4-2-1)	ご認識のとおりでございます。	無
23	電子認証局会議	4-2-3 に定められる措置のみ基準が明示されていないが、どのように評価するのか (4-2-1 と記載のレベルが異なっている)。(基本指針 4-2-3)	措置が講じられたことの実事関係を評価いたします。	無
24	電子認証局会議	実務上、委任は案件ごとに受けるものであり、その都度契約相手方もしくは官公署から受任者の意思をいつでも確認でき、委任の解除等にも対応できるようにすべきである。受任者が委任(契約)を解除したい場合に、受任者側から解除する(できる)ことを明示すべきである。(基本指針 4-3-5、4-3-6、4-3-7)	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。なお、本基本指針は電子委任状に記録される情報の記録方法の標準や認定の基準となるべき事項を定めるものでございます。	無
25	電子認証局会議	特定電子委任状の記録内容の変更が生じた場合、どの程度の変更があれば失効が必要となるか。またファイル型と電子証明書型での違いが生じることになるか。(基本指針 4-3-6)	4-3に示す事項を満たせるのであれば特定電子委任状の変更として扱うことも、失効として扱うことも可能かと理解しております。	無
26	電子認証局会議	現在の認定認証業務から電子委任状として電子証明書を発行して利用する場合、会社所属の情報の重みが増すと考えられる。利用者が所属法人から離職した場合などにおいて、法人代表者(委任者)は電子証明書の失効依頼を出すべきか。(基本指針 4-3-6)	4-3-5に規定するとおり、利用者が所属法人から離職した場合には、電子委任状に表示されている代理権の内容が変更されたこととなるため、委任者が失効依頼を電子委任状取扱事業者に対して通知することが求められると考えられます。	無
27	電子認証局会議	電子署名法では、有効期限を迎えたとき(満了)と、失効は別のものとして扱われているが、本項目では満了は失効に含まれるものとして扱われている。満了と失効は異なるものとして扱う方が適切であると思料する。	ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 4-3-6 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式の電子委任状を取り扱う場合において、委任者から前項の通知が	有

		そのため、電子委任状の有効期限を迎えた場合は、失効リストへの記載は不要と料する。(基本指針 4-3-6、4-3-7)	あつたとき又は当該電子委任状がその有効期限を迎えたときは、遅滞なく、当該電子委任状の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法により記録し、当該情報を当該電子委任状の受領者等の求めに応じ自動的に送信する等の措置により、当該電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにしなければならない。 4-3-7 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱う場合において、委任者から4-3-5の通知があつたとき又は当該電子委任状がその有効期限を迎えたときは、前項に規定する措置に準ずる措置を講ずることにより、当該電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにしなければならない。	
28	電子認証局会議	4-3-7の措置、「当該電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにしなければならない。」とは、「当該電子委任状の受領者等」への速やかかつ特別な手段による通知がなされることを意味しているか。(基本指針 4-3-7)	4-3-6に準ずる措置を講じ、電子委任状の受領者等が当該電子委任状の失効の事実を容易に知り得るようにすることが可能となっているのであれば、速やかかつ特別な手段による通知に限るものではないと理解しております。	無
29	電子認証局会議	電子委任状取扱事業者が、失効または有効期限切れを迎えたあとの委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状の保管期間およびその場合の4章で確認した書類の保管期間について、基本指針または解説書(ガイドライン)等で記述をお願いしたい。(基本指針 4-3-7)	頂いた御意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
30	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	4-1-4における電磁的記録の送信による確認の方法として、「電子署名法第8条に規定する認定認証事業者によりその認定に係る業務として証明される電子署名」、及び「商業登記法第12条の2第1項に基づき登記官により証明される電子署名」を追加されたい。(基本指針 4-1-4)	ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 4-1-4 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名(電子署	有

			<p>名法第8条に規定する認定認証事業者又は電子署名法第15条第2項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として電子署名法第2条第2項の規定による証明が行われるもの、商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定により証明されるもの又は公的個人認証法第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるもの（電子委任状取扱事業者が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。4-1-6において同じ。）に限る。）の有効性を検証する、当該電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された印鑑に係る印鑑証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状が当該電子委任状に委任者として記録される者の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>これに伴い4-1-5及び4-1-6を以下のように修正いたします。</p> <p>4-1-5 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名（法人の代表者により行われる商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定により証明されるものに限る。）の有効性を検証する、登記事項証明書又は代表者印の印鑑証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状に委任者として記録される者が実在する法人の代表者であることを確認しなければならない。ただし、当該電子委任状が個人事業主の委託を受けて記録されるものである場合は、この限りでない。</p> <p>4-1-6 法第5条第1項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管する場合</p>	
--	--	--	---	--

			<p>において、当該電子委任状が個人事業主の委託を受けて記録されるものであるときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名（電子署名法第8条に規定する認定認証事業者又は電子署名法第15条第2項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として電子署名法第2条第2項の規定による証明が行われるもの又は公的個人認証法第3条第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるものに限る。）の有効性を検証する、住民票の写し及び個人印の印鑑登録証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状に委任者として記録される者が実在することを確認しなければならない。</p>	
31	一般財団法人日本情報経済社会推進協会	<p>4-2-2 ①で認められる認定を受ける対象について、電子署名法第15条第2項の規定に基づく「認定外国認証事業者」を追加されたい。（基本指針4-2-2）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。 4-2-2 （略） ① 電子署名法第4条第1項の規定に基づく特定認証業務の認定を受け、電子署名法第17条に規定する指定調査機関が電子署名法に基づき実施する調査を年1回以上の頻度で受け、又は電子署名法第15条第1項の規定に基づく特定認証業務の認定を受け、電子署名法第15条第3項に規定する書類を提出していること。 ② （略）</p>	有
32	個人	<p>電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（案）10条1項では、法人の場合は法人番号についても記載させるべきであるので、その記載を行わせる様にしていただきたい。（電子委任状・一般的な電子署名等はマイナンバーと結び付けると関係データベースと関係して電磁的利用における場面での利便性が高まるが（全てを電子的なやり取りで行おうとする場合は尚更そうである。）、であればここでは法人の場合には法人番号を記載させるべきであると考える。） また、関係して、様式1から9までについて、法人の場合には法人番号の記載を行わせるようにしていただきたい</p>	<p>電子委任状と電子署名等を結びつけるために法人番号を記載させるべきとのご指摘かと理解しますが、法人番号については、基本指針の別表1及び2において電子委任状に法人番号を記載させることとなっております。（基本指針の別表1及び別表2をご参照ください。） なお、本施行規則（案）第10条第1項は認定電子委任状取扱事業者が、法第5条第1項の認定を受けている旨の表示を付することができる対象を規定しており、電子委任状に記録される事項を規定しているものではないかと考えます。また、様式1から9についても、認定に係る手続を行う際の様式であり、電子委任状に記録される事項</p>	無

	<p>く思う。(その様にすれば、「同一商号同一本店住所の別法人(同一代表者名や同一印章である場合も存在するかもしれない。)の存在による混乱・混同からの不法事態を防ぐ効果があるはずであるが(吸収合併が関係する場合においては発生する可能性があり、またある個人や組織等に対象法人への悪意等の理由がある場合にも詐術的な意図(悪意は実に様々な形で対象に問題を発生させようとするものである。)によりその様な事態が生じる可能性がある。)、その様な効果は安全な商業行為や適正な社会の実現に望ましい影響があるはずである。13桁の数字の記入を電子的又はプリンターやゴム印等で行わせるだけで詐術的な事態の発生から法人やその関係者を保護する事が可能になるので(単純に混同の可能性が減るし、誤った・偽りの法人番号を使う事については制度的・法的障壁がある。)、法人番号の記載は行わせるべきであると考え。(日本国内に一人でも同一名称の法人の存在に混乱・混同を発生させる者がいるのであれば、法人番号の存在は有用となるはずである。)) (施行規則第10条、様式1から9)</p>	<p>に係る様式ではございません。</p>	
--	--	-----------------------	--